

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室
意見募集ご担当者様

一般社団法人 電子情報技術産業協会
商標専門委員会

商標審査基準改訂案に対する意見

1. 審査基準 3条1項柱書 「6. 立体商標について」に関して：

商標法施行規則の改正で、立体商標についても「商標の詳細な説明」が可能になったとのことですが、3条1項柱書の審査基準『6. 立体商標について (7) 商標としての「使用」が当然に想定し得ない場合』の事例(P14)において、指定商品「薬剤」について拒絶理由が通知されたとしても、例えば、実際にはこの商標が「薬剤」の広告(店頭POPなど)として使用されている場合、その事実を「商標の詳細な説明」の欄で説明することで指定商品「薬剤」について登録となる可能性があるでしょうか。

(解説) この場合、衛生マスク以外の指定商品が当該立体的形状を採ることとは想定し得ず、かつ、広告として使用されることも当然に想定し得ないから、本項柱書の要件を満たさないと判断する旨の拒絶理由を通知する。これに対し、指定商品を「衛生マスク」のみに補正する必要がある。

2. 商標法施行規則4条の八 立体商標における「商標の詳細な説明」の運用に関して：

①商標法5条4項において、「経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、同令の定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載しなければならない」とあり、この定めに関して、商標法施行規則「4条の八」の改正で、立体商標があらたに定められ、「商標の詳細な説明の記載(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。)」とされています(P24)。

商標法2条4項1号に「商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とする」とあるところ、これらのいずれの使用を意図しているかは、類似範囲等、当該商標の保護のされ方に影響し得ると思われまますので、複数の使用態様の可能性がある立体商標については、商標を特定するために必要がある場合として、その使用態様を「商標の詳細な説明」の欄に記載させる運用とするのが適当ではないかと考えます。

②また、3条2項適用等、使用による識別力の獲得が立証されて登録査定とする立体商標については、特定の使用態様(商品全体の形状、商品の特定の部品の形状、商品の箱、POPなどの広告、店頭の立体看板等々)によって識別力を獲得したのであれば、その使用態様を明らかにすることが、商標を特定するために必要であるとして、「商標の詳細な説明」の欄に記載させる運用とするのが適当ではないかと考えます。例えば、ラーメンどんぶりの形状からなる立体商標(指定役務：ラーメンの提供)が、実際にはチェーン店の店頭で直径2メートルの巨大な立体看板として設置されていて、その事実が需要者の間で認識されるに至って登録査定しようとする場合、そのような使用態様であることを「商標の詳細な説明」の欄に記載させることで、適正な保護が図れるのではないかと考えます。

一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
三 立体商標 商標の詳細な説明の記載(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。第五号において同じ。)
四 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
五 音商標 商標の詳細な説明の記載及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付